

令和 8 年第 3 回(9 月)町議会定例会提出議案の概要

○議案第 53 号 令和 8 年度宇治田原町一般会計補正予算(第 2 号)

〔企画財政課〕

公共交通空白時間帯での実証運行を実施するための費用をはじめ、総合文化センター内にベビーケアルームを設置するための費用等を追加補正するもの。

既定額	6,503,419 千円
補正額	10,539 千円
計	6,513,958 千円

【主要事業】

・ 時間的交通空白解消ライドシェア実証事業費	新規	5,000 千円
・ 緑茶条例制定事業費	新規	400 千円
・ ベビーケアルーム設置事業費	新規	3,530 千円

○議案第 54 号 令和 8 年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)

〔健康医療課〕

システム改修に要する費用を追加補正するもの。

既定額	980,495 千円
補正額	602 千円
計	981,097 千円

○議案第 55 号 令和 8 年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)

〔福祉課〕

〔保険事業勘定〕

前年度の国・府・支払基金の負担金等の確定に伴う返還金を追加補正するもの。

既定額	878,975 千円
補正額	18,122 千円
計	897,097 千円

○議案第 56 号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔税住民課〕

地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が、令和 8 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。主な改正内容は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置や住宅借入金等特別控除に係る見直しを行うもの。

○議案第 57 号 令和 7 年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について

〔会計課〕

決算額	歳入	59 億 5,632 万 7,173 円
	歳出	57 億 5,261 万 3,162 円
	歳入歳出差引額	2 億 371 万 4,011 円
	翌年度への繰越財源	760 万 9,000 円

実質収支額 1 億 9,610 万 5,011 円

○議案第 58 号 令和 7 年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算
認定について [会計課]

決算額	歳入	9 億 6,935 万 5,527 円
	歳出	9 億 5,231 万 4,632 円
	歳入歳出差引額	1,704 万 895 円
	翌年度への繰越財源	0 円
	実質収支額	1,704 万 895 円

○議案第 59 号 令和 7 年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい
て [会計課]

決算額	歳入	1 億 8,954 万 7,640 円
	歳出	1 億 8,547 万 7,300 円
	歳入歳出差引額	407 万 340 円
	翌年度への繰越財源	0 円
	実質収支額	407 万 340 円

○議案第 60 号 令和 7 年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
[保険事業勘定] [会計課]

決算額	歳入	9 億 4,143 万 7,116 円
	歳出	8 億 8,880 万 4,084 円
	歳入歳出差引額	5,263 万 3,032 円
	翌年度への繰越財源	0 円
	実質収支額	5,263 万 3,032 円

[介護サービス事業勘定]

決算額	歳入	583 万 4,944 円
	歳出	306 万 3,224 円
	歳入歳出差引額	277 万 1,720 円
	翌年度への繰越財源	0 円
	実質収支額	277 万 1,720 円

○議案第 61 号 令和 7 年度宇治田原町水道事業会計決算認定について

[上下水道課]

決算額	収益的収入及び支出	
	収入	3 億 2,713 万 6,071 円
	支出	2 億 9,709 万 7,040 円
	収支	3,003 万 9,031 円
	資本的収入及び支出	
	収入	5,943 万 6,709 円

支出	1 億 5,614 万 5,990 円
収支	△ 9,670 万 9,281 円

○議案第 62 号 令和 7 年度宇治田原町下水道事業会計決算認定について

〔上下水道課〕

決算額	収益的収入及び支出	
	収入	4 億 2,617 万 8,988 円
	支出	4 億 1,215 万 4,486 円
	収支	1,402 万 4,502 円
	資本的収入及び支出	
	収入	3 億 8,774 万 7,300 円
	支出	4 億 8,166 万 8,845 円
	収支	△ 9,392 万 1,545 円

○報告第 7 号 維孝館中学校体育館空調設備整備工事請負契約の一部変更に係る専決処分について

〔学校教育課〕

令和 7 年第 3 回定例会で可決された当該請負契約について、工事内容の変更に伴い契約金額の変更が生じたことから、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第 2 項の規定により報告するもの。

○報告第 8 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〔建設課〕

令和 8 年 5 月 7 日に大字南小字岡之藪地内の町道に設置していた街路灯が倒れ、走行中の車両に接触し、相手方車両に損害を与えた事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第 2 項の規定により報告するもの。